2　空港安全監督室は、空港等に係る安全に関する国際的な基準に基づく措置の実施に関する監査及び指導に関する事務をつかさどる。

3　空港安全監督室に、室長を置く。

第百四十条中「百二十四人」を「百三十一人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百二十五条の改正規定　平成二十四年七月一日

二　第百三条第一項の改正規定　平成二十四年十月一日

○国土交通省令第四十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十三条第二項の規定に基づき、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「沿岸海洋研究部」を「沿岸海洋・防災研究部」に改める。

第三十九条第二項中「事務」の下に「（水防災システム研究官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二　河川研究部に、水防災システム研究官一人を置く。

2　水防災システム研究官は、河川等及び海岸に関連する施設に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導であって、河川等及び海岸に係る災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、水防、救難、救助その他災害を防止又は軽減するための対策と連携して実施されるものに関する事務（危機管理技術研究センターの所掌に属するものを除く。）を整理する。

第四十五条第二項中「事務」の下に「（道路構造物管理システム研究官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（道路構造物管理システム研究官）

第四十五条の二　道路研究部に、道路構造物管理システム研究官一人を置く。

2　道路構造物管理システム研究官は、道路構造物の管理の高度化に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第六十八条（見出しを含む。）及び第六十八条の二中「沿岸海洋研究部」を「沿岸海洋・防災研究部」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（津波災害研究官）

第六十八条の三　沿岸海洋・防災研究部に、津波災害研究官一人を置く。

2　津波災害研究官は、命を受けて、沿岸海洋の津波災害対策に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する重要事項に関する事務を整理する。

第六十九条の見出し中「沿岸海洋研究部」を「沿岸海洋・防災研究部」に改め、同条中「沿岸海洋研究部」を「沿岸海洋・防災研究部」に、「三室」を「四室」に、「沿岸防災研究室」を「沿岸防災研究室　危機管理研究室」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（危機管理研究室の所掌事務）

第七十一条の二　危機管理研究室は、沿岸海洋の危機管理に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（沿岸防災研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第七十二条第二号、第七十三条及び第八十条中「沿岸海洋研究部」を「沿岸海洋・防災研究部」に改める。

第八十二条中「四室」を「三室」に改め、「空港ターミナル研究室」を削る。

第八十三条第一号中「（空港ターミナル研究室の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条　削除

第八十五条中「（空港ターミナル研究室の所掌に属するものを除く。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（連携調整推進官）

第三十八条の二　地理空間情報部に、連携調整推進官一人を置く。

2　連携調整推進官は、地方公共団体その他の関係者との連携による地理空間情報の収集、処理及び利用の推進並びに地理空間情報のうち、地図及び空中写真の整備及び利用の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（他課の所掌に属するものを除く。）。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条　削除

第七十六条第五項中「北陸地方測量部」の下に「及び四国地方測量部」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（総括防災調整官）

第四条の二　各地方整備局に、それぞれ総括防災調整官一人を置く。

2　総括防災調整官は、命を受けて、地方整備局の所掌事務に関する防災に関する重要事項に係るものを総括整理する。

第二十八条に次の一項を加える。

3　東北地方整備局の技術調整管理官は、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務を整理する。

一　直轄事業に関する技術及び管理の改善に関する事務のうち、土木工事の適正な施工の確保その他の土木工事の施工に係る品質確保に関するものであって、二以上の部に共通するものに関すること。

二　直轄事業に係る土木施工に関する安全管理に係る企画及び立案並びに調整に関すること。

第三十条第一項中「近畿地方整備局」を「東北地方整備局」に改める。